

長崎県麻疹風しん検査診断実施要領（新旧対照表）

改正後	現行
<p>1 目的 省略</p> <p>2 事業の内容 県は、医療機関から臨床診断をした時点で、麻疹または風しん患者発生の届出により、検体の搬送並びに検査を行うものとする。</p> <p>3 検査対象 検査の対象は、麻疹、または風しんと臨床診断された症例の検体を対象とする。</p> <p>4 検体の採取及び搬送 (1) 医療機関</p> <p>① 保健所から患者の検体採取の依頼を受けた場合は、患者（または保護者等）へ別紙1により調査の主旨を説明し、了解を得たうえで検体を採取し、保健所へ連絡する。</p> <p>② 省略</p> <p>③ 保健所を通じた行政検査と併行して、民間検査機関等で血清検査（麻疹、風しんIgM抗体検査）を実施する。なお、届出時点で検査実施済みの場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・咽頭ぬぐい液 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 滅菌綿棒により咽頭をぬぐい、綿球部をウイルス検体輸送保存液に浮遊させキャップを閉め、溶液が漏れないこと等を確認し、冷蔵で保存する。 ➤ ※休日等、ウイルス検体輸送保存液がない場合は、滅菌リン酸緩衝液（PBS）に浮遊させ、-20℃で凍結保存する。 ・血液 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 抗凝固剤として EDTA が入った採血管で総量5ml以上採取し冷蔵で保存する。 	<p>1 目的 省略</p> <p>2 事業の内容 県は、医療機関からの麻疹、風しん患者発生の届出により、検体の搬送並びに検査を行うものとする。</p> <p>3 検査対象 検査の対象は、麻疹、または風しんと臨床診断された症例の検体を対象とする。</p> <p>4 検体の採取及び搬送 (1) 医療機関</p> <p>① 保健所から患者の検体採取の依頼を受けた場合は、患者（または保護者等）へ別紙により調査の主旨を説明し、了解を得たうえで検体を採取し、保健所へ連絡する。</p> <p>② 省略</p> <p>③ 保健所を通じた行政検査と併行して、民間検査機関等で血清検査（麻疹、風しんIgM抗体検査）を実施する。なお、届出時点で検査実施済みの場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・咽頭ぬぐい液 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 滅菌綿棒により咽頭をぬぐい、綿球部をウイルス検体輸送保存液に浮遊させキャップを閉め、溶液が漏れないこと等を確認し、冷蔵で保存する。 ➤ ※休日等、ウイルス検体輸送保存液がない場合は、滅菌リン酸緩衝液（PBS）に浮遊させ、-20℃で凍結保存する。 ・血液 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 抗凝固剤として EDTA が入った採血管で5ml以上採取し冷蔵で保存する。

- ・尿
 - 滅菌スピッツに10～20ml尿を採取し冷蔵で保存する。
- ・臨床症状と医療機関で実施した検査及び環境保健研究センターで実施した検査の結果により、麻しん、風しんが否定された場合は、感染症法に基づく発生届出を取り下げる。麻しん、風しんと判断された場合は、「検査診断例」へ届出内容を変更する。

(2) 保健所

①～⑤ 省略

- ⑥ 臨床診断と医療機関で実施した検査及び環境保健研究センターで実施した検査の結果により麻しん、風しんが否定された場合は、感染症法に基づく発生届出について取り下げを依頼する。麻しん、風しんと判断された場合は、「検査診断例」へ届出の内容の変更を依頼する。

(3) 環境保健研究センター

- ① 省略
- ② 保健所より搬入された検体は、速やかに麻しんと風しんの遺伝子検査を行い、その結果を医療政策課、依頼保健所に報告する。
- ③ 省略

(4) 医療政策課

- ① 保健所から検査依頼があった場合、環境保健研究センターへ検査受入れ等の確認を行う。
- ② 県内の全ての患者情報を収集し関係機関へ情報の伝達・還元を行う。
- ③ 施設等での発生状況について、所管する課と連携し情報を共有する。
- ④ 環境保健研究センターより検査結果の報告を受けた場合、依頼保健所へ還元する。
- ⑤ 麻しん、風しんの流行状況と、検査能力を

- ・尿
 - 滅菌スピッツに10～20ml尿を採取し冷蔵で保存する。
- ・検査結果により麻しん、風しんが否定された場合は、感染症法に基づく発生届出を取り下げる。

(2) 保健所

①～⑤ 省略

- ⑥ 検査結果により麻しん、風しんが否定された場合は、感染症法に基づく発生届出について取り下げを依頼する。

(3) 環境保健研究センター

- ① 省略
- ② 保健所より搬入された検体は、速やかに検査を行い、その結果を医療政策課、依頼保健所に報告する。
- ③ 省略

(4) 医療政策課

- ① 県内の全ての患者情報を収集し関係機関へ情報の伝達・還元を行う。
- ② 施設等での発生状況について、所管する課と連携し情報を共有する。
- ③ 環境保健研究センターより検査結果の報告を受けた場合、依頼保健所へ還元する。
- ④ 麻しん、風しんの流行状況と、検査能力を勘案し、医療政策課が保健所、環境保健研究センターと協議のうえ、検査の実施、停止、再開を決定する。

勘案し、医療政策課が保健所、環境保健研究センターと協議のうえ、検査の実施、停止、再開を決定する。

5 その他

(1)～(3) 省略

附則

この要領は、平成27年2月16日から施行する。

この要領は、令元年8月16日から適用する。

(別紙1)

(別紙 1)

検体採取及び調査についてお願い

長崎県では、感染症の予防やまん延防止を図るため、感染症の発生状況の把握や情報分析などの業務を行っています。

感染症の発生状況を把握するためには、感染症の原因となる病原体の検査が欠かせないため、主治医を通じて、患者様の検体（咽頭ぬぐい液など）の提供をお願いしています。

患者様には体調が悪く感じないところ大変申し訳ありませんが、これらの趣旨をご理解いただき、検査にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、検体を提供いただくことに際し、以下について確約します。

① 検体は、感染症の原因となる病原体の検査にのみ使用し、それ以外の目的での使用はしません。

② 個人が特定されることはありません。

③ 検査結果につきましては、患者の皆様の治療に役立てていただくため、主治医へ結果をお返しします。

④ ご協力いただけない場合につきましても、皆様が何らかの不利を被ることはありません。

また、感染拡大防止の観点から、別途、保健所の職員が患者様の行動や接触者について、おたずねする場合がありますのでご了承下さい。

(お問い合わせ先)
〇〇〇保健所
住所
連絡先

5 その他

(1)～(3) 省略

附則

この要領は、平成27年2月16日から施行する。

(別紙1)

(別紙 1)

検体採取及び調査についてお願い

長崎県では、感染症の予防やまん延防止を図るため、感染症の発生状況の把握や情報分析などの業務を行っています。

感染症の発生状況を把握するためには、感染症の原因となる病原体の検査が欠かせないため、主治医を通じて、患者様の検体（咽頭ぬぐい液など）の提供をお願いしています。

患者様には体調が悪く感じないところ大変申し訳ありませんが、これらの趣旨をご理解いただき、検査にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、検体を提供いただくことに際し、以下について確約します。

① 検体は、感染症の原因となる病原体の検査にのみ使用し、それ以外の目的での使用はしません。

② 個人が特定されることはありません。

③ 検査結果につきましては、患者の皆様の治療に役立てていただくため、主治医へ結果をお返しします。

④ ご協力いただけない場合につきましても、皆様が何らかの不利を被ることはありません。

また、感染拡大防止の観点から、別途、保健所の職員が患者様の行動や接触者について、おたずねする場合がありますのでご了承下さい。

(お問い合わせ先)
〇〇〇保健所
住所
連絡先

(参考資料 1)

(参考資料 1 ①)

麻疹、風しんの検査診断には、PCR検査が有用です。

保健所を通じて、検体をご提出ください。

- 臨床的に麻疹や風しんと診断された症例や、IgM抗体が陽性の症例であっても、実際には、伝染性紅斑や突発性発疹など、麻疹や風しん以外の症例が存在します。また、発症初期においては、IgM抗体が陰性となることもあります。我が国は、麻疹及び風しんの排除を目指して取り組んでおり、このため、麻疹、風しんの速やかな確定診断のためには、これまでよりも、精度の高い検査診断が必要になっています。
- 環境保健研究センターでは、麻疹、風しんの検査診断のためのPCR検査を実施しています。発症からできるだけ早い時期の検体を採取し、保健所を通じてご提出ください。併せて、感染症法に基づく届出を行ってください。
- 検体の採取・届出方法は、最寄りの保健所にお問い合わせください。
 - 採取した検体は冷蔵で保存し、速やかに届出してください。
 - 咽頭ぬぐい液は、専用のウイルス検体輸送保存液を保健所に準備していますのでご連絡ください。
 - ◇ 滅菌綿棒の先端部で被検者の咽頭部をこすり、綿棒部をウイルス検体輸送保存液に浸透させキャップを開け、溶液が漏れないことを確認してください。
 - 血液は、抗凝剤としてEDTAが入った採血管で総量5ml以上採取してください。
 - 尿は、滅菌スπιツに10~20ml採取してください。
- 環境保健研究センターが行う検査は、麻疹または、風しんと臨床診断した症例の検体が対象です。
- 検査の結果は、提出元医療機関にご報告するだけでなく、国内の症例数の正確な調査や、感染経路の調査などに役立てられます。

～麻疹及び風しん排除に向けて、取り組みを進めています～

○平成 27 年3月に日本は麻疹が排除状態であると認定されましたが、今般、海外からの輸入例にて発生が散見されています。
~~又~~○先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、平成32年度までに風しんの排除を達成することを目標としています。

～麻疹や風しんを診断した際には、速やかな届出が必要です～
 麻疹、風しんともに感染症法の5類感染症であり、診断した全ての症例について医師による届出が必要です。麻疹、風しんを診断した場合、速やかに保健所に届け出てください

(参考資料 2)

(参考資料 2)

麻疹、風しんの検査診断には、PCR検査が有用です。

保健所を通じて、検体をご提出ください。

- 臨床的に麻疹や風しんと診断された症例や、IgM抗体が陽性の症例であっても、実際には、伝染性紅斑や突発性発疹など、麻疹や風しん以外の症例が存在します。また、発症初期においては、IgM抗体が陰性となることもあります。我が国は、麻疹及び風しんの排除を目指して取り組んでおり、このため、麻疹、風しんの速やかな確定診断のためには、これまでよりも、精度の高い検査診断が必要になっています。
- 環境保健研究センターでは、麻疹、風しんの検査診断のためのPCR検査を実施しています。発症からできるだけ早い時期の検体を採取し、保健所を通じてご提出ください。併せて、感染症法に基づく届出を行ってください。
- 検体の採取・届出方法は、最寄りの保健所にお問い合わせください。
 - 採取した検体は冷蔵で保存し、速やかに届出してください。
 - 咽頭ぬぐい液は、専用のウイルス検体輸送保存液を保健所に準備していますのでご連絡ください。
 - ◇ 滅菌綿棒の先端部で被検者の咽頭部をこすり、綿棒部をウイルス検体輸送保存液に浸透させキャップを開け、溶液が漏れないことを確認してください。
 - 血液は、抗凝剤としてEDTAが入った採血管で5ml以上採取してください。
 - 尿は、滅菌スπιツに10~20ml採取してください。
- 環境保健研究センターが行う検査は、麻疹または、風しんと臨床診断した症例の検体が対象です。
- 検査の結果は、提出元医療機関にご報告するだけでなく、国内の症例数の正確な調査や、感染経路の調査などに役立てられます。

～麻疹及び風しん排除に向けて、取り組みを進めています～

平成 27 年度までに麻疹の排除を達成することを目標としています。
 又、先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、平成32年度までに風しんの排除を達成することを目標としています。

～麻疹や風しんを診断した際には、速やかな届出が必要です～
 麻疹、風しんともに感染症法の5類感染症であり、診断した全ての症例について医師による届出が必要です。麻疹、風しんを診断した場合、速やかに保健所に届け出てください

(参考資料 3)

削除

(参考資料 3)

(参考資料 3)

麻疹 (届出基準) 五類感染症・全数

(1) 定義
 麻疹ウイルスによる急性熱性発疹性疾患である。

(2) 臨床的特徴
 潜伏期は通常10~12日間であり、症状はカタル期(2~4日)には38℃前後の発熱、咳、鼻汁、くしゃみ、結膜充血、咽痛、嚔明などであり、熱が下痢した頃に頬粘膜にコプリック斑が出現する。発熱期(3~4日)には一過性下痢した発熱が再び高熱となり(39~40℃)、特有の発疹(小鮮紅色斑が暗紅色丘疹、それらが融合し網目状になる)が出現する。発疹は耳後部、顔部、体幹部、上肢、下肢の順に広がる。回復期(7~9日)には解熱し、発疹は消退し、色素沈着を残す。肺炎、中耳炎、クループ、脳炎を合併する場合がある。麻疹ウイルスに感染後、数年から十数年以上経過してSSPE(慢性性理化学全脳炎)を発症する場合がある。
 なお、上記症状を十分満たさず、一部症状のみの麻疹(接縁麻疹)もみられることがある。これはワクチンによる免疫が低下してきた者に見られることが多い。

(3) 届出基準
 ア 患者(確定例)
 医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から麻疹が疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。
 イ 感染症死亡者の死体
 医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から麻疹が疑われ、かつ、(4)の届出に必要な要件を満たすと診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

(4) 届出のために必要な要件
 ア 麻疹 (検査診断例)
 届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。
 イ 麻疹 (臨床診断例)
 届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの。
 ウ 接縁麻疹 (検査診断例)
 届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

届出に必要な臨床症状

ア 麻疹に特徴的な発疹
イ 発熱
ウ 咳、鼻汁、結膜充血などのカタル症状

届出に必要な病原体診断

検査方法	検査材料
分離・固定による病原体の検出	
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	咽頭ぬぐい液、血液、髄液、尿
抗体の検出 (IgM抗体の検出、ヘパ血清での抗体濃縮又は抗体価の有意の上昇)	血清

(参考資料6)

削除

(参考資料6)

(参考資料 6)

- 1 風しんについては、診断を行った医師は7日以内に届出をさせていただくこととなっておりますが、風しんに対する迅速な行政対応に資するため、風しんを診断した医師は24時間以内を目処に最寄りの保健所への届出を行っていただくようお願いいたします。
- 2 臨床診断例については、届出後であっても、血清抗体価の測定を実施するとともに、検査結果等を総合的に勘案し、風しんでないと判断された場合は届出の取り下げ等のご協力いただけますようお願いいたします。

届出様式5-14-2

風 し ん 発 生 届

保健所届出書（保健所設置市・特別区） 様

保健所の申請及び検査の結果に基づき届出に関する法律第12条第1項（検査結果に基づいて報告する場合はその限りにおいて）の規定により、以下を届出するものとします。

届出者の氏名 _____ (検査結果に基づいて報告する場合はその限りにおいて)

届出する施設（診療所の名称） _____ (届出する施設が保健所設置市に所在する場合はその限りにおいて)

届出施設（診療所の名称） _____ (届出施設が保健所設置市に所在する場合はその限りにおいて)

届出者住所 _____ (届出者が保健所設置市に所在する場合はその限りにおいて)

届出施設住所 _____ (届出施設が保健所設置市に所在する場合はその限りにおいて)

1 診断 検査した病名 検査した施設

2 患者 届出施設 1 届出施設に属する患者

3 診断時の年齢 4 届出年月日

5 性別 6 年齢

7 職業

8 国籍

9 出生年月日

10 出生地

11 届出年月日

12 届出年月日

13 届出年月日

14 届出年月日

15 届出年月日

16 届出年月日

17 届出年月日

18 届出年月日

19 届出年月日

20 届出年月日

21 届出年月日

22 届出年月日

23 届出年月日

24 届出年月日

25 届出年月日

26 届出年月日

27 届出年月日

28 届出年月日

29 届出年月日

30 届出年月日

31 届出年月日

32 届出年月日

33 届出年月日

34 届出年月日

35 届出年月日

36 届出年月日

37 届出年月日

38 届出年月日

39 届出年月日

40 届出年月日

41 届出年月日

42 届出年月日

43 届出年月日

44 届出年月日

45 届出年月日

46 届出年月日

47 届出年月日

48 届出年月日

49 届出年月日

50 届出年月日

51 届出年月日

52 届出年月日

53 届出年月日

54 届出年月日

55 届出年月日

56 届出年月日

57 届出年月日

58 届出年月日

59 届出年月日

60 届出年月日

61 届出年月日

62 届出年月日

63 届出年月日

64 届出年月日

65 届出年月日

66 届出年月日

67 届出年月日

68 届出年月日

69 届出年月日

70 届出年月日

71 届出年月日

72 届出年月日

73 届出年月日

74 届出年月日

75 届出年月日

76 届出年月日

77 届出年月日

78 届出年月日

79 届出年月日

80 届出年月日

81 届出年月日

82 届出年月日

83 届出年月日

84 届出年月日

85 届出年月日

86 届出年月日

87 届出年月日

88 届出年月日

89 届出年月日

90 届出年月日

91 届出年月日

92 届出年月日

93 届出年月日

94 届出年月日

95 届出年月日

96 届出年月日

97 届出年月日

98 届出年月日

99 届出年月日

100 届出年月日

- (1, 2, 4, 5, 11 欄)は該当する番号等を○で囲み、3, 6から10 欄は年齢、年月日を記入すること。(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。
- (*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。4.5 欄は、該当するものすべてを記載すること。

(様式1)

〇〇〇〇号外
平成 年 月 日

医療政策課長 様
環境保健研究センター所長 様

〇〇保健所長

行政検査依頼について

このことについて、行政上検査を必要とするので、検査を依頼します。

記

番 号	検体数	血液 (EDTA入り) : 尿: 咽頭ぬぐい液:	採取日時	年 月 日
採取者 氏 名				
被検者 住 所				
被検者 氏 名				
検査 項目	麻疹ウイルス、風しんウイルス			

(様式1)

〇〇〇〇号外
平成 年 月 日

医療政策課長 様
環境保健研究センター所長 様

〇〇保健所長

行政検査依頼について

このことについて、行政上検査を必要とするので、検査を依頼します。

記

番 号	検体数	血液 (EDTA入り) : 尿: 咽頭ぬぐい液:	採取日時	年 月 日
採取者 氏 名				
被検者 住 所				
被検者 氏 名				
検査 項目	麻疹ウイルス、風しんウイルス			

